

文化芸術活動基盤強化基金
「クリエイター等育成・文化施設高付加価値化支援事業」
クリエイター等育成プロジェクト支援（補助型）

FAQ

応募について

Q 1団体あたりの応募件数に上限はあるか。複数のプロジェクトの応募は可能か。

A 上限はありません。複数のプロジェクトの応募も可能です。

Q 複数分野にまたがる取り組みの場合、分野横断的新領域での応募がよいか。

A どの分野で応募いただくかは応募団体のご判断でお願いしております。分野横断的新領域は他の分野と審査基準が異なりますので、募集要項 P. 21～23 をご確認の上ご判断ください。

Q 分野横断的新領域の場合、特定ジャンルの活動はプロジェクトに含めることはできないか。

A 分野横断的新領域は、“分野を横断または革新しグローバルな訴求力を高める等の創意工夫を行った”プロジェクトを対象としており、応募様式や審査基準が舞台芸術分野等とは異なります。

プロジェクト内の活動のジャンル等に具体的な要件・制限等はありませんが、プロジェクト全体の内容を踏まえた審査となりますので、応募団体においてご検討ください。

応募団体について

Q 任意団体は応募可能か。実行委員会や製作委員会による応募は可能か。

A 法人格を有することが応募にあたって必要な要件となりますので、任意団体、実行委員会、製作委員会は応募できません。ただし、法人格をもつ者が応募する場合で、当該法人を含む製作委員会を設けることは可能です。

Q 法人の設立が応募〆切日までに完了しない場合は、手続き中でも応募可能か。

A 要望書の提出までに登記が完了している必要があります。完了しない場合は応募できません。

Q 大学は応募可能か。

A 国立大学法人や学校法人等の応募も可能です。

Q 要件『団体を構成するスタッフ・キャスト・プロデューサー等に当該分野について高い専門性があること。』について、該当するスタッフ等は応募団体に所属していることが必須か。

A 団体の構成員である他に、常態として団体が行う芸術活動を共にするクリエイター等がいる場合を含みます（特定の作曲家とマネジメント契約を結んでいる、プロデュース団体が同じ俳優を起用し続けている、など）。

Q 要件『監事、監査役等による会計監査またはこれに準じた内部監査を実施していること』について、監査の実施内容や体制に基準やガイドライン等はあるか。

A ガイドライン等はありません。応募にあたって提出いただく様式 A-3『組織運営等に関する自己申告書』に、どのような監査を行っているかを記載いただく欄があり、審査の対象になります。

他事業との重複等について

Q 過去に文化庁の補助事業（ARTS for the Future!事業等）を受けていた場合は重複に該当するか。

A 過去の補助事業は重複に該当しません。

Q 応募するプロジェクトとは異なるプロジェクトを「文化施設高付加価値化支援事業」に応募することは重複に該当するか。

A 異なるプロジェクトの場合、重複に該当しません。

Q 経済産業省、観光庁などの補助事業と重複して助成を受けることは可能か。同一の公演であっても、経費が重複しなければ問題ないか。

A 同一のプロジェクトについて、文部科学省・文化庁・外務省・経済産業省をはじめ、国のすべての省庁の補助事業と重複して助成を受けることはできません。ただし、同一の公演・展示等に関する取り組みであっても、実施内容・経費等を区別し、趣旨・目的の異なる別々のプロジェクトとして整理されている場合には、重複助成に該当しません。

Q (独)国際交流基金の海外拠点（パリ日本文化会館等）と共催する活動は応募可能か。

A 募集案内P.11「助成の対象とならない活動」にある、独立行政法人国際交流基金が主催または共催する活動に該当しますので、助成の対象となりません。

育成対象者について

Q 育成対象者に年齢制限はあるか。

A 育成対象者に年齢による要件は定めておりません。

Q 海外に在住している日本国籍のクリエイターは育成対象者としてすることができるか。

A 対象となります。

ただし、既に十分な海外での活動実績を有する方については、本事業の趣旨に鑑み、審査において育成対象外とする場合があります。

Q 日本を拠点にしている外国籍のクリエイターは育成対象者としてすることができるか。

A 外国籍のアーティストを育成対象者とすることはできません。育成対象となるクリエイター等は原則として日本国籍又は日本の永住資格を有する者となります。ただし、プロジェクトに関わる指導者やアドバイザー等の専門家、公演等における共演者等とすることは可能です。

Q 応募する団体の代表者や芸術活動の中核を担う者を育成対象者とするには問題ないか。

A 「若手」の定義は分野やジャンルで異なることから、育成対象者となる若手クリエイター等の役職や経験等は要件として定めておりません。

ただし、すでに十分な海外での活動実績を有する方については、本事業の趣旨に鑑み、審査において育成対象外とする場合があります。

Q 育成対象者は応募団体に所属している必要があるか。

A 応募団体に所属していない若手クリエイター等も対象になります。

Q 育成対象者とすることができる職種は決まっているか。

A 育成対象者の職種に制限はありません。

Q 1つのプロジェクト内に含まれる複数の活動について、それぞれ育成対象者が異なってもよいか。

A 構いません。

Q 1つのプロジェクト内に含まれる複数の活動のうち、ある活動においては指導者の立場を担う者を、別の活動では育成対象者とする事は可能か。

A 構いません。様式 B-1「8. 育成について」の「i. 育成対象者について」～「iii. 育成方法、体制について」欄をコピーして追加し、活動ごとに、当該者を育成対象者または指導者等とする理由等を具体的に記載してください。

Q 育成対象者の一部は決定しているが、一部は採択後に選考する、とすることは可能か。

A 構いません。様式 B-1「8. 育成について」欄の「i. 育成対象者について」において、決まっている方と選考予定の内容の両方を記入してください。

Q 海外公演・展示等に参加しない育成対象者がいてもよいか。

A 育成対象者が海外経験をしないことは想定していません。全ての育成対象者について、海外公演等への起用・参加を計画してください。

Q 他の団体等が応募するプロジェクトと育成対象者が重複することは問題ないか。

A 問題ありません。

Q 採択後に育成対象者を変更することは可能か。

A 応募後の若手クリエイター等（選考方法・基準含む）の変更は、原則として認められません。

指導者等について

Q 指導者に求められる要件はあるか。

A 要件としてはありませんが、審査にあたっては、当該分野における国際的な実績や高い専門性が認められる者であるか（分野横断的新領域では国際的な実績や高い専門性、斬新な企画を生み出す創造性が認められる者であるか）を評価します。

Q 指導者等は外国籍のクリエイター等でもよいか。

A 問題ありません。

Q 指導者等は育成対象者と同じ職種である必要があるか。

A 育成計画に基づいたものであれば、異なる職種でも構いません。

Q 他の団体等が応募するプロジェクトと指導者等が重複することは問題ないか。

A 問題ありません。

実施するプロジェクトについて

Q プロジェクトに育成対象者や指導者等以外のクリエイター等を参画させることは可能か。外国籍のアーティストやプロデューサー等が公演・展示等に関わることは可能か。

A いずれも可能ですが、プロジェクトにおける必要性・位置付け（実演家、プロデューサー、制作者等として参加いただく等）などを明確にしてください。

Q 1つのプロジェクトの中に、プロジェクトに求められる要件である「海外公演等」以外の複数の公演・展示等を含めてもよいか。

A 問題ありません。

Q 3年間で1つの作品を継続するのではなく、複数の作品によるプロジェクトでも問題ないか。

A 問題ありません。

Q 「海外公演等」について、フルプロダクションではなく、ワークインプロGRESSやショーケースでもよいか。ワークショップの実施でも条件を満たすか。

A 「海外公演等」は有観客の公演または作品展示等の実施を想定しており、内容はワークインプロGRESSやショーケース形式でも構いません。育成対象者の育成目的・方法などを明確にした上で、当該「海外公演等」の育成計画内における位置付けを明確にしてください。
なお、ワークショップの実施は「海外公演等」には含まれません。

Q 「海外公演等」について、無料公演でもよいか。

A 無料公演も「海外公演等」の対象となります。

Q 「海外公演等」は最終年度の実施とする必要はあるか。国内での公演を海外公演後としてもよいか。

A 実施時期に指定はありません。国内・海外どちらが先でも構いません。

Q 「海外公演等」を実施する国等に指定はあるか。

A 原則として対象国・地域等の指定はありません（危険レベル2以上の地域除く）。

Q プロジェクトの1~2年目を企画制作に専念してよいか。

A 構いません。

Q 採択後に実施内容を変更することは可能か。

A 変更となる内容に応じて個別判断となります。プロジェクトの趣旨・目的や審査における評価のポイント等を鑑み、変更がプロジェクトに及ぼす影響が大きいと判断される場合には、変更が認められない（交付内定や交付決定の取消しを含む）場合があります。

助成対象経費について

Q 第Ⅱ期の活動に向けた準備に要する経費も助成の対象となるか。

A 助成対象経費として計上可能な項目であれば、対象となります。

Q 育成対象者に支払う出演料等の金額に上限はあるか。

A 出演料に上限はありませんが、支出の根拠となる資料（単価表、契約書等）の提出を求められる場合があります。

Q 育成対象者や指導者等以外でプロジェクトに関わるクリエイター等の経費は助成の対象となるか。

A 対象となります。ただしプロジェクトにおける必要性・位置付け（実演家、プロデューサー、制作者等として参加いただく等）などを明確にしてください。

Q 批評家・専門家の評価を得るための派遣費は助成の対象となるか。

A 対象となります。

Q 採択後の経費積算内容の変更や、当初計上していない経費の追加等は可能か。

A 採択時の助成金の額の範囲内、かつ助成対象経費として計上可能な項目である場合は可能です。

ただし変更や追加の程度・内容が大きい場合、計画変更申請の手続きが必要になることや、変更が認められないことがありますので、ご注意ください。

Q 物価変動や為替変動に伴い、旅費や宿泊費が当初想定より大きく変動する可能性があるが、どのように対応すればよいか。大幅に上昇した際の特例措置等はあるか。

A 外貨により支払った経費については、原則として実際に支払った際の円貨換算額により精算することを予定しています。為替レートの変動に伴う、採択決定後の助成金額の増額は予定しておりません。

また宿泊費については日本円にて上限額を設定しております。上回った部分の経費は助成対象外経費として計上してください。

応募様式の記載方法について

Q 記入欄が狭い場合は欄を広げてよいか。様式 B-7「収支予算書」は行を追加してもよいか。

A いずれも可能です（PDF ファイル作成時など、印刷時の見切れにご注意ください）。ただし、必要事項を具体的かつ簡潔に記入するようにしてください。

Q 様式 B-1「育成プロジェクト概要」の「7. プロジェクトの中核となる者」とはどのような者か。指導者と同一である必要があるか。

A 応募する育成プロジェクト全体の統括をする方を想定しています。指導者と同一というケースもあるかと思いますが、別の方でも問題ありません。

Q 様式 B-5「個表」について、ツアー公演とそれに伴う関連イベントを行う場合、一つの活動としてまとめて記載してよいか。実施会場ごとに「個表」を作成する必要があるか。

A 同一の趣旨・目的のもとに行う複数の取り組みについては、一体的な活動として1つの「個別活動」にまとめていただいて差支えありません（公演地1箇所ずつに分ける必要はありません）。

Q 様式 B-7「収支予算書」について、計上する経費は個別活動毎に記載する必要があるか。

A 記入方法の指定はありません。必要な場合には活動毎に分けて記載するなど、計上する内容が分かりやすいように記載してください。

その他

Q 伴走型支援について、具体的には誰がどのように行うのか。

A 伴走型支援の具体的な仕組みは検討中です。プロジェクトの進捗状況を適宜確認し、必要に応じて海外公演の現地等を訪れることなども想定しています。

以上